

相・続・通・信 第56号



相続手続支援センター

令和5年夏号

長野駅前店

〒380-0921

長野市栗田 1597 番地

☎: 0120-491-322

松本駅前店

〒390-0816

松本市中条 1 番 14 号

☎: 0120-973-713

HP も是非ご覧ください！

相続手続 長野

検索



↑「相続手続」**長野**で検索！

▲飯田店

〒395-0063

飯田市羽場町一丁目 1-4

☎: 0120-136-415



(今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

相続手続支援センター飯田店 新事務所に移転しました



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび相続手続支援センター飯田店は、新社屋建設に伴い、令和5年8月1日に下記住所に移転することとなりました。これを機に職員一同皆様の信頼にお応えできるよう、更なる努力をして参ります。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

敬具

令和5年8月吉日

相続手続支援センター スタッフ一同

【移転先 新住所】 〒395-0063 長野県飯田市羽場町一丁目 1-4
電話番号：0265-49-3604 FAX 番号：0265-49-3605

【店舗までのルート】

飯田ICから車で7分。

飯田ICよりフルーツラインを松川方面へ5分ほど直進します。「羽場町」の信号機を右折して200メートル左手にございます。

入口に『成迫会計グループ』の看板があり、フェンス内に駐車場がございます。





相続登記の申請が義務化されます

令和 6 年 4 月 1 日から相続登記が義務化されます。相続登記とは、不動産（土地・建物）をお持ちの方に相続が開始した場合に、その不動産を引き継いだ方、または引き継いだ方から委任を受けた司法書士が法務局に申請をし、不動産登記簿の名義を変える手続きのことです。相続が開始しても自動的に所有者は変わりません。亡くなった方名義のままで所有者が明確でない不動産は、その不動産周辺の環境の悪化や公共工事の阻害などにつながり、現在社会問題となっています。この問題解決のため、相続登記を義務化する法律が制定され、翌年施行されることになりました。この法律について、主な内容は次の通りです。

相続により（遺言による場合を含みます。）不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から 3 年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

また、正当な理由（ ）なく、登記義務申請に違反した場合には 10 万円以下の過料の適用対象となることがあります。

「正当な理由」の例：相続人が極めて多数に上り、相続登記申請に多くの時間を要する。遺言の有効性が争われている。申請義務を負う相続人が重病等の事情がある。など。

施行日（令和 6 年 4 月 1 日）以前に開始した相続についても、登記の申請義務は課されます。施行日から 3 年以内に登記申請を行う義務がありますので注意が必要です。未だ相続登記がなされていない不動産がある等、ご心配がある方はご相談ください。

遺言を作成されたお客様へ

これまで多くのみなさまに弊社を通じて遺言書を作成いただきました。遺言の作成後は、ご家族や大切な方へ財産のお渡し方法が決まり、安心されていることと思います。今回は、遺言を作成されたみなさまへのご案内です。



エンディングノートの活用

遺言には載らない財産について希望を記しておくといでしょう。例えば、スマートフォンやパソコンの情報、かかりつけ医や薬の情報、葬儀やお墓に関する事などがあります。相続手続支援センターオリジナルのエンディングノートも販売しています。お気軽にお問い合わせください

遺言内容の修正

渡したい人が変わった
渡すはずの人が先に亡くなってしまった
渡す内容を変えたい
など、作成された遺言とお気持ちが変わった場合には、遺言を書き直す必要があります。修正する内容も含めてご相談ください。

遺言執行者を第三者へ依頼

遺言書で指定する“遺言執行者”ですが、遺言をその内容通りに実現する役目の方になります。多くは遺言により財産をお受けになる方が遺言執行者として指定されていると思います。遺言執行者も年齢を重ねていくため、遺言執行業務を行うことに不安を感じることも想定されます。ご家族の負担を減らしたいかたや第三者へ依頼することで安心できる部分もあります。

遺言はご家族や大切な方へのメッセージです。円満な相続となるように、ご家族での話し合いの場を設けることやご自身の財産を把握することは重要です。何から手をつけてよいかわからない方は、まずは相続手続支援センターまでお電話ください。

